

第 5 期城陽市障がい福祉計画・第 1 期城陽市障がい児
福祉計画の進捗状況について

本計画は、平成30年度から令和2年度までの3箇年計画として策定しており、本計画の実施にあたっては、サービスの見込量が適切であるか、障がい者の地域生活への移行が進んでいるか等の達成状況を年度ごとに点検、評価することとしております。（計画第1章第7節）

なお、今計画から、障がい児福祉計画も併せた計画となっており、点検、評価についても併せて行うこととしております。

今回は、令和元年度の進捗状況を追加し、本計画の経年進捗の状況を報告いたします。
(報告形式については、本体計画に実績及び【進捗状況】を追記する形で、第4章「平成32年度（2020年度）の成果目標の設定」～第7章「地域生活支援事業」までの報告としております。)

城陽市障がい福祉計画

第4章 令和2年度（2020年度）の成果目標の設定

第1節 福祉施設入所者の地域生活への移行について

平成29年3月31日時点において福祉施設に入所している障がい者について、今後、自立訓練等の事業を利用し、グループホーム、住宅等へ移行することを目指します。

【国の目標】

- 施設入所者の地域移行：平成28年度末時点の施設入所者の9%以上を地域生活へ移行
- 施設入所者数の削減：平成28年度末時点の施設入所者の2%以上を削減

項目	平成28年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	考え方
	基準値	実績値	実績値	目標値	
平成28年度末の入所者数（A）	69人				平成29年3月31日の施設入所者数
【目標値】（A）のうち、令和2年度までの地域移行者（B）				7人	施設入所からグループホームや一般住宅へ移行した者の数
地域生活移行率（B）／（A）				10.1%	厚生労働省目標9%以上
地域移行者		1人	3人		
地域生活移行率		1.5%	4.3%		
【目標値】令和2年度末の入所者数（C）				67人	令和3年3月31日の施設入所者数
入所者数削減率（A-C）／（A）				2.9%	厚生労働省目標2%以上
入所者数		75人	74人		
入所者数削減率		△8.7%	△7.2%		

【進捗状況】

- ・地域移行率について、目標値の10.1%に到達していません。また、入所者削減率についても、目標の2.9%に到達していません。
- ・理由としては、施設入所者は重度の障がい者が多く、住み慣れた場所から変わることに大きな負担があり、地域移行が進まなかったと考えられます。

第2節 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、令和2年度における目標を設定します。

【国の目標】

- 協議の場の設置：圏域または市町村ごとに協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する

項目	今期目標	考え方
設置の有無	有	城陽市障がい者自立支援協議会 精神保健福祉部会

【進捗状況】

- ・城陽市障がい者自立支援協議会精神保健福祉部会において協議しています。（目標達成）

第3節 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備について、令和2年度における目標を設定します。

【国の目標】

- 障がい者の地域生活を支援する拠点等を各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備する

項目	今期目標	考え方
整備数	1箇所	市内もしくは圏域内において令和2年度までに整備

【進捗状況】

- ・整備について検討中です。

第4節 福祉施設から一般就労への移行について

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を利用し、一般就労に移行する者の数が増加することを目指します。さらに、就労移行事業所の利用者数が増加することを目指します。

【国の目標】

- 福祉施設から一般就労への移行：平成28年度実績の1.5倍以上増加
- 就労移行支援利用者数の増加：平成28年度末の実績から2割以上増加
- 就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加：利用者の就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする

ア) 福祉施設から一般就労への移行

項目	平成28年 度	平成30年 度	令和元年 度	令和2年度	考え方
	基準値	実績値	実績値	目標値	
平成28年度の一般就労移行者数（A）	2人				平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】令和2年度の一般就労移行者数（B）				3人	令和2年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
増加割合（B）／（A）				1.5倍	厚生労働省目標1.5倍以上
一般就労移行者数（実績）		4人	3人		
増加割合（実績）		2倍	1.5倍		

【進捗状況】

- ・一般就労移行者数については、目標値を達成しています。

イ) 就労移行支援利用者数の増加

項目	平成28 年度	平成30年 度	令和元年 度	令和2年度	考え方
	基準値	実績値	実績値	目標値	
平成28年度末の就労移行支援事業所の利用者数(A)	22人				平成28年度末において就労移行事業所を利用した者の数
【目標値】令和2年度末の就労移行支援事業所の利用者数(B)				27人	令和2年度末において就労移行事業所を利用する者の数
増加率 (B-A)/(A)				22.7%	厚生労働省目標2割以上増加
就労移行支援事業所の利用者数(実績)		17人	11人		
増加率(実績)		△22.7%	△50%		

【進捗状況】

- ・一般就労移行支援事業所の利用者数については、目標値の27人に達成していません。
- ・理由としては、就労継続支援の利用者が増えており、一般就労ではなく、支援を受けながら、就労に携わることを希望する障がい者が増加していることが大きな要因と考えられます。

ウ) 就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加

項目	平成 28 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	考え方
	基準値	実績値	実績値	目標値	
平成 28 年度末の就労移行支援事業所数 (A)	2 箇所				
平成 28 年度末の就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所数 (B)	0 箇所				平成 28 年度末において就労移行率 3 割以上を達成した就労移行支援事業所数
【目標】令和 2 年度末の就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所数 (C)				1 箇所	令和 2 年度末において就労移行率 3 割以上を達成する就労移行支援事業所数
増加率 (C) / (A)				50%	厚生労働省目標 5 割以上
就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所数 (実績)		0 箇所	1 箇所		
増加率 (実績)		0%	50%		

【進捗状況】

- 就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所数については、平成 28 年度から令和元年度まで、1 箇所となっており、目標値を達成しています。

第5節 就労定着支援事業の利用者数

就労定着支援事業の利用者数について、令和2年度における目標を設定します。

【国の目標】

- 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率に係る目標を設定することとし、当該目標の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

項目	計画数値	実績	考え方
B1のうち令和元年度末までに事業を利用して12箇月以上にわたり一般就労していると見込まれる者の数(A1)	4人	2人	
平成30年度中に新規で事業を利用すると見込まれる者の数(B1)	4人	4人	
B2のうち令和2年度末までに事業を利用して12箇月以上にわたり一般就労していると見込まれる者の数(A2)	4人		
令和元年度中に新規で事業を利用すると見込まれる者の数(B2)	5人	5人	
【目標】令和元年度の定着率	100%	50%	(A1) / (B1) 厚生労働省目標8割以上
【目標】令和2年度の定着率	80%		(A2) / (B2) 厚生労働省目標8割以上

【進捗状況】

- ・令和元年度の職場定着率は50%（2人／4人）であり、目標値の100%を達成していません。

第6節 障がい児支援の提供体制の整備

障がい児支援の提供体制の整備について、令和2年度における目標を設定します。

【国の目標】

- 児童発達支援センターの設置
 - ：令和2年度末までに各市町村または各圏域に1箇所以上設置
- 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
 - ：令和2年度末までに各市町村において利用できる体制を構築
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保
 - ：令和2年度末までに各市町村または各圏域に1箇所以上確保
- 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保
 - ：令和2年度末までに各市町村または各圏域に1箇所以上確保
- 医療的ケア児を支援するための関係機関の協議の場の設置
 - ：令和2年度末までに各市町村または各圏域で設置

ア) 児童発達支援センターの設置

項目	今期目標	考え方
設置数	1箇所	市内もしくは圏域内において令和2年度までに設置

【進捗状況】

- ・設置について検討中です。

イ) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	今期目標	考え方
体制の有無	有	市内もしくは圏域内において令和2年度までに体制を構築

【進捗状況】

- ・体制の構築について検討中です。

ウ) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

項目	今期 目標	考え方
確保数	1箇所	市内もしくは圏域内において令和2年度までに確保

【進捗状況】

- 市内では、多機能型通所事業所しらうめ（平成27年度から）とPARC ウィル城陽（令和元年度から）の2事業所が重症心身障がい児を支援しており、市内での1箇所以上の確保目標を達成しています。

エ) 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

項目	今期 目標	考え方
確保数	1箇所	市内もしくは圏域内において令和2年度までに確保

【進捗状況】

- 市内では、多機能型通所事業所しらうめ（平成27年度から）とPARC ウィル城陽（令和元年度から）の2事業所が重症心身障がい児を支援しており、市内での1箇所以上の確保目標を達成しています。

オ) 医療的ケア児を支援するための関係機関の協議の場の設置

項目	今期 目標	考え方
設置の有無	有	市内もしくは圏域内において令和2年度までに設置

【進捗状況】

- 城陽市障がい者自立支援協議会療育部会において協議しています。

第5章 自立支援給付

サービスごとに、各年度における福祉サービス等の必要な見込量（月間サービス提供量）、福祉サービス等の種類ごとの見込量確保の方策、福祉サービス等の事業を行う者の確保に関する計画等を定めます。

第1節 訪問系サービス

平成27年度から平成29年度にかけての利用時間の増加率、平成29年度の利用者数、障がい者等のニーズ、居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び見込量を推計しています。

(1) 居宅介護

入浴、排せつまたは食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者や重度の知的障がい者もしくは重度の精神障がい者で常に介護を必要とする方に対して、居宅での入浴、排せつまたは食事の介護のほか、外出時の移動支援を総合的に行います。

(3) 同行援護

視覚障がい者に対する移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）、移動の援護、排せつ、食事等の介護などを行います。

(4) 行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する方に対して、行動の際に危険回避のための支援や外出時の移動の支援を行います。

(5) 重度障がい者等包括支援

常時介護を必要とし、特に介護の必要な程度が高いと認められた方に対し、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に行います。

(実績値は各年度3月時)

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
居宅介護	人	110	120	113	122	116
	時間	1,641	1,612	1,759	1,848	1,885
重度訪問介護	人	2	3	2	3	3
	時間	89	128	92	97	135
同行援護	人	25	27	26	23	27
	時間	585	559	588	294	591
行動援護	人	26	25	27	23	28
	時間	714	1,116	753	1,171	795
合 計	人	163	175	168	171	174
	時間	3,029	3,415	3,192	3,410	3,406

* 「重度障がい者等包括支援」について、利用対象者はありません

【進捗状況】

- ・概ね全てのサービスについて、実績値が計画値を超えています。
- ・理由としては、障がい者及びその保護者の高齢化により、利用者数及び利用量が増加していることが考えられます。
- ・なお、同行援護については、年度末以降の新型コロナウィルス感染症拡大の影響から、外出控え等によるものと考えられます。

第2節 日中活動系サービス

平成27年度から平成29年度にかけての利用時間の増加率、平成29年度の利用者数、障がい者等のニーズ、特別支援学校卒業予定者数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び見込量を推計しています。

(1) 生活介護

常時介護を必要とする方に対し、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動または生産活動の機会を提供します。

(2) 自立訓練

障がい者に対し、一定期間、地域生活を営む上で必要な身体機能や生活能力向上のために、必要な訓練等の支援を行います。機能訓練は身体障がい者を、生活訓練は知的障がい者または精神障がい者を対象とします。

(3) 就労移行支援

就労を希望する方に対し、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

(4) 就労継続支援

企業等での雇用が困難な方に対し、就労機会の提供を通じ、生産活動に係る知識や能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。A型は原則雇用契約に基づく就労の機会を提供しますが、B型は雇用契約を結ばないものです。

(5) 療養介護

医療及び常時介護が必要な方に対し、病院等への入院による医学的管理の下、機能訓練や療養上の管理、看護、介護等の支援を行います。

(6) 短期入所

居宅で介護を行う方が病気などの場合、短期間施設へ入所し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います。障害者支援施設等において実施されるものが福祉型、病院・診療所・介護老人保健施設で実施されるものが医療型です。

(7) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対して、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

(実績値は各年度3月時)

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
生活介護	人	213	218	213	214	213
	人日	4,188	3,840	4,280	3,962	4,374
自立訓練（機能訓練）	人	1	1	1	1	1
	人日	9	15	9	16	9
自立訓練（生活訓練）	人	11	9	11	13	11
	人日	167	86	169	131	171
就労移行支援	人	23	12	25	11	27
	人日	368	217	400	176	432
就労継続支援（A型）	人	47	43	50	50	53
	人日	936	800	1,006	908	1,082
就労継続支援（B型）	人	164	152	177	164	191
	人日	2,595	2,317	2,743	2,664	2,900
療養介護	人	13	13	13	13	13

短期入所（福祉型）	人	71	79	71	78	71
	人日	279	390	238	397	203
短期入所（医療型）	人	7	3	8	2	10
	人日	24	8	29	10	35
就労定着支援	人	4	3	5	8	6

【進捗状況】

- ・概ね計画どおりです。
- ・就労移行支援と短期入所（医療型）は、計画値の半数以下ですが、就労移行支援については新規の方に比べ就労継続支援や一般就労へ移行となる数の方が上回っている事、短期入所（医療型）については、市内における医療的ケアを必要とする方が少なく推移している事がうかがえます。

第3節 居住系サービス

居住系サービスについては、平成27年度から平成29年度にかけての利用者の増加率、平成29年度の利用者数、障がい者等のニーズ等を勘案し、見込を推計しています。

(1) 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した知的障がい者や精神障がい者などについて、定期的に居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うほか、利用者から相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

就労等の日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者であって、地域で共同生活を営む方に対し、相談や日常生活上の支援を行います。

(3) 施設入所支援

施設に入所する方に対し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います。

(実績値は各年度3月時)

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
自立生活援助	人	1	0	1	0	1
共同生活援助	人	45	43	49	47	53
施設入所支援	人	67	75	66	74	65

【進捗状況】

- ・自立生活援助は、利用者はいません。
- ・共同生活援助及び施設入所支援は概ね計画どおり推移しています。

第4節 相談支援

(1) 計画相談支援

障がい福祉サービスの利用者に対して、相談支援事業者がサービス等利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行うなど計画的な支援を行います。なお、平成27年度からは、全ての障がい福祉サービス利用者及び地域相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）の利用者の計画相談支援が義務付けられております。

(2) 地域移行支援

施設や病院等に入所・入院している18歳以上の障がい者の地域での生活に移行するための相談、外出への同行支援、関係機関との調整を行います。

(3) 地域定着支援

居宅において単身であるために緊急時の支援が見込めない状況にある障がい者に対し、常時 の連携体制を確保し、緊急時の相談に対応します。

(実績値は各年度3月時)

単位	平成 30 年度	令和元年度		令和 2 年度
		計画値	実績値	計画値
計画相談支援	人	54	44	57
地域移行支援	人	3	1	3
地域定着支援	人	2	4	2
				60
				1
				3
				2

【進捗状況】

- ・計画相談支援について、計画を作成する相談員の増加がなく計画値を下回っています。
- ・地域移行支援について、低い値で推移しています。
- ・地域定着支援について、前年度、計画比ともに減少しており、利用者がグループホームに移行したことが考えられます。

第 5 節 福祉サービス等の種類ごとの見込量確保の方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスの見込量確保にあたっては、退院可能な精神障がい者など、新たなサービス利用者が円滑に利用できるよう配慮するとともに、障がい特性を理解したヘルパーの養成等に努め、利用者のニーズを踏まえ、サービスの充実を図っていきます。

【進捗状況】

- ・サービス提供事業者と連携し、退院可能な精神障がい者の把握など、新たな利用者が円滑にサービスを利用できるよう体制を整えています。
- ・ヘルパー養成については、市のホームページや窓口で養成講座の案内に努めています。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの見込量確保にあたっては、特別支援学校卒業者等が社会活動に参加できるよう支援するほか、就労への移行が円滑に進むよう配慮したサービス提供に努めます。

【進捗状況】

- ・市職員や相談支援員が特別支援学校の福祉サービスの説明会や進路相談に参加し、卒業後の社会活動の支援を行っています。
- ・就労への移行が円滑に進むよう、相談支援事業所と連携し、サービス等利用計画を活用し、計画的に支援を行うよう努めています。

(3) 居住系サービス

施設入所から地域生活への移行が円滑に進むためには、今後もグループホームの整備が必要となるため、地域の理解を深めながら生活の場の確保に努めます。

【進捗状況】

- ・自立支援協議会の市民講座により、地域の理解を深めるよう努めています。

(4) 相談支援

居住系サービスと同様にグループホーム確保に努めるとともに、施設や病院等に入院・入所している障がい者が地域での生活の移行が円滑に進むよう、関係機関との連携体制の整備に努めます。

【進捗状況】

- ・本市として、グループホームの空き情報を把握し、地域での生活の移行が円滑に進むよう、地域移行支援等の障がい福祉サービスを支給し、相談支援事業所やサービス提供事業所と連携しています。

第6節 事業を行う者の確保に関する計画等

本章の事業を行う事業者を確保するため、本市におけるニーズの状況等の情報提供を行い、京都府と協働して事業者の参入を促します。また、介護保険制度との併用や施設入所支援等、利用者の状況やニーズを踏まえたサービス提供に努めるとともに、計画に見合うバランスのとれた整備がなされるよう、調整を図ります。

【進捗状況】

- ・新規事業を検討されている事業所から連絡等があった場合は、本市の状況をお伝えしているところです。

第6章 障がい児通所支援給付

第1節 サービスの体系

サービス体系は児童福祉法により規定され、市町村が支給決定する「障がい児通所支援」と都道府県が支給決定する「障がい児入所支援」に大別されます。さらに、障がい児通所支援は「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」、「医療型児童発達支援」、「居宅訪問型児童発達支援」に分けられます。

サービスの体系

【市町村】

障がい児通所支援

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 医療型児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援

【都道府県】

障がい児入所支援

- 福祉型障がい児入所施設
- 医療型障がい児入所施設

第2節 障がい児通所支援、障がい児相談支援

(1) 児童発達支援

発達が気になる児童に対し、日常生活における基本動作の指導知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

(2) 放課後等デイサービス

就学している障がい児に対し、学校の授業の終了後や休業日において、生活能力の向上のための必要な訓練等を継続的に行い、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。

(3) 保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、学童等に通う障がい児に対し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行い、保育所等の安定した利用を促進します。

(4) 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。

(5) 障がい児相談支援

指定障害児相談支援事業者が、障がい福祉サービスや障がい児通所支援事業等の利用を希望する障がい児及び保護者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、障がい児支援利用計画を作成します。

(6) 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を行います。

(実績値は各年度3月時)

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
児童発達支援	人	107	96	108	92	109
	人日	279	323	255	334	233
放課後等デイサービス	人	182	198	200	204	220
	人日	2,117	1,788	2,328	2,021	2,560
保育所等訪問支援	人	2	2	2	0	2
	人日	2	2	2	0	2
医療型児童発達支援	人	6	5	6	3	6
	人日	51	29	58	18	66
障がい児相談支援	人	31	29	31	36	31
居宅訪問型児童発達支援	人	1	0	1	0	2
	人日	10	0	10	0	20
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	1	0	1	0	1

【進捗状況】

- ・概ね計画どおり推移しています。
- ・放課後等デイサービスについては、近年新規事業所の開所が続いています。
(なお、保育所等訪問支援については、年度途中の利用者はありますが、集計の関係上、3月末実績把握のため0となっています。)

第3節 障がいのある子ども・子育て支援等の利用ニーズ

障がい児の健やかな育成のための発達支援を図るため、また、障がいの有無にかかわらず児童がともに成長できるように地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障がい児福祉計画に関する基本的事項として、障がいのある子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備に努めます。なお、本利用ニーズについては、「城陽市子ども・子育て支援事業計画」との整合を図ります。

（実績値は各年度3月時）

利用ニーズを踏まえた必要な見込量（人）	定量的な目標（見込）（人）				
	平成30年度		令和元年度		令和2年度
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
保育所	68	68	73	68	69
認定こども園	0	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業	37	37	39	37	37
地域型保育事業	0	0	0	0	0

【進捗状況】

- ・概ね計画どおり推移しております。

第4節 障がい児通所給付の見込量確保の方策

サービスを必要とする障がい児が適切なサービスが受けられるように、障がい児相談支援事業所と連携し、障がい児通所支援事業所への通所を支援します。

【進捗状況】

- ・近年、放課後等デイサービスの新規事業所の開所が続いている。
- ・サービスを利用したい人がサービスを受けられるよう相談支援事業所と連携し、障がい児通所給付の適切な支給に努めています。

第5節 事業を行う者の確保に関する計画等

本章の事業を行う事業者を確保するため、本市におけるニーズの状況等の情報提供を行い、京都府と協働して事業者の参入を促します。また、計画に見合うバランスのとれた整備がなされるよう、調整を図ります。

【進捗状況】

新規事業を検討されている事業所から連絡等があった場合は、本市の状況をお伝えしているところです。

第7章 地域生活支援事業

第1節 実施する事業の内容

障害者総合支援法第77条では、市町村が実施する地域生活支援事業が定められています。地域生活支援事業は、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できることとされています。

城陽市では、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業の必須事業とともに、任意事業として、日常生活支援（訪問入浴サービス、生活訓練、日中一時支援）、社会参加支援（点字・声の広報発行、奉仕員養成研修、自動車運転免許取得費・改造費助成、精神障がい者グループワーク）、就業・就労支援（更生訓練費給付）の各事業を実施します。

第2節 各年度における事業の種類ごとの見込量

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、障がいのある人に対する理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的とします。障がい特性の理解を深める講座や事業所見学等を行います。

単位	平成30年度 計画値	令和元年度		令和2年度 計画値
		実績値	計画値	
理解促進 研修・啓発 事業	(有無)	有	有	有

【進捗状況】

- ・城陽市まちづくり出前講座の実施や、城陽市障がい者自立支援協議会の市民講座の開催、福祉見学会を実施しています。

(2) 自発的活動支援事業

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者、その他家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的とします。障がい者に対するボランティア活動の支援等を行います。

単位		平成 30 年度		令和元年度		令和2年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
自発的活動支援事業	(有無)	有	有	有	有	有

【進捗状況】

障がい者同士が交流する機会（社交ダンス教室、コーラス教室等）を提供するなど、社会参加や情報共有を支援しています。

(3) 相談支援事業

基幹相談支援センターは、本市における相談支援の中核的な役割を担う拠点と位置付けられます。

障がい者相談支援事業は、障がい者、障がい児の保護者または障がい者の介護を行う人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うほか、障がい者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利の擁護のために必要な支援をするものです。

障がい者自立支援協議会は、相談支援事業の適正かつ円滑な推進を図るため、設置される協議会で、福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に向けた協議、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、障がい福祉計画の作成・具体化に向けた協議などを行います。

障がい者虐待防止センターは、相談支援事業所等の関係機関、他の関係行政機関と連携を図りながら、虐待防止、早期発見と対応を行います。

(単位：1年当たり)

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
基幹相談支援センター	(有無)	有	有	有	有	有
相談支援事業所	力所	14	15	14	16	14
自立支援協議会	(有無)	有	有	有	有	有
障がい者虐待防止センター	(有無)	有	有	有	有	有

【進捗状況】

- ・基幹相談支援センターについては、市と相談支援事業所が連携することにより、その機能を確保しています。
- ・相談支援事業所数については、概ね計画どおり推移しています。
- ・自立支援協議会については、毎年1回、全体会として会議を開催しています。
- ・障がい者虐待防止センターは、市福祉課が運用を行っています。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用するすることが有用であると認められる障がい者のうち、支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる場合、成年後見申立及び報酬に係る経費の一部、または全部を支援するものです。

(単位：1年当たり)

利用者	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
		人	5	8	5	9
						5

【進捗状況】

- ・実績値9件のうち1件が申立件数、8件が報酬助成件数です

(5) 意思疎通支援事業

聴覚障がい者等の意思疎通が円滑に行えるよう相談、情報提供、意思疎通支援を行うため、手話通訳者を設置し、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

(単位：1年当たり)

単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
手話通訳者派遣	件	850	691	860	652
登録手話通訳者派遣	件	130	122	140	138
登録要約筆記者派遣	件	270	235	300	191
					330

*「登録」とは、手話通訳等の資格を有し、事業に協力する方を市に登録すること。

【進捗状況】

前年度比で手話通訳者派遣は件数が微減、登録要約筆記者派遣は件数が2割減少しておりますが、聴覚障がい者からの派遣依頼については全て対応しており、必要な派遣は実施できています。

(6) 日常生活用具給付事業

在宅の重度障がい者等が日常生活上の便宜を図るための用具であって、厚生労働大臣が定める日常生活用具の給付を行います。

(単位：1年当たり)

単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
介護・訓練支援用具	件	2	6	3	5
自立生活支援用具	件	27	27	28	8
在宅療養等支援用具	件	28	14	32	13
情報・意思疎通支援用具	件	12	21	13	26
排泄管理支援用具	件	2,070	1,930	2,150	2,010
合計	件	2,139	1,998	2,226	2,062
					2,313

【進捗状況】

- ・介護・訓練支援用具、情報・意思疎通支援用具については、計画値を上回っています。
- ・全体の給付件数としては計画値を下回っていますが、昨年度比では増加しています。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話をを行うために必要な技術を習得する者を養成し、手話を必要とする障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになりますことを目的とします。

(単位：1年当たり)

単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
手話奉仕員養成	会場	3	3	3	3
講習修了見込み者数	人	45	27	45	24
					60

【進捗状況】

- ・手話奉仕員養成研修修了者に対する「手話奉仕員ステップアップ講座」を平成 27 年度より開始し、研修事業の充実に努めています。
- ・受講者数は低い値で推移しています。

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対し、外出及び余暇活動等の社会参加のための支援を行います。

(単位：1 年当たり)

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
利用者	人	202	175	230	172	248
	時間	20,604	15,239	23,460	14,319	25,296

【進捗状況】

- ・計画値を下回っていますが、実績値は概ね例年どおり推移しています。

(9) 地域活動支援センター事業

在宅の障がい者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進の支援を行います。

(単位：1 年当たり)

	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
市内設置数	箇所	1	1	1	1	1
市内設置施設の利用者	人	7	0	7	0	7
市外設置施設の利用者	人	7	3	7	3	7

【進捗状況】

- ・当事業については、平成 27 年度に市内で初めて 1 ケ所設置されました。
- ・市内、市外設置センターの利用者が生活介護や就労継続支援 B 型に移行したことから計画値を下回っています。

(10) 任意事業

必須事業である(1)～(9)の他に、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な任意事業のうち、下記の事業について見込を計画します。

日常生活支援においては、自宅での入浴が困難な重度身体障がい者に対し、訪問入浴車が自宅等を訪問して入浴支援を行う訪問入浴サービス、視覚や聴覚に障がいのある人を対象に、日常生活に必要な訓練や相談を実施して社会生活が円滑に行えるよう支援する生活訓練、在宅の障がい者等に対し、日中における活動の場を提供するとともに、日常的に介護している家族等の一時的な休息のための支援を行う日中一時支援を実施します。

社会参加支援においては、点字広報及び声の広報を発行、要約筆記奉仕員・点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成、自動車運転免許取得費・自動車改造費の助成、「閉じこもりがち」、「対人関係が苦手」なため、社会とのつながりが薄い精神障がい者が定期的に通所しながら、茶話やゲーム、創作活動等を通じて対人関係を広げ、日常生活を豊かにすることを目的とした精神障がい者グループワークを実施します。

就業・就労支援においては、就労移行事業又は自立訓練事業を利用した場合に社会復帰の促進を図るために更生訓練費を給付します。

(単位：1年当たり)

単位		平成30年度		令和元年度		令和2年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
日常生活支援						
訪問入浴サービス	人	48	52	49	68	50
生活訓練	(有無)	有	有	有	有	有
日中一時支援	時間	34,417	35,307	36,952	37,061	39,487
社会参加支援						
点字広報発行	(有無)	有	有	有	有	有
声の広報発行	(有無)	有	有	有	有	有
要約筆記奉仕員養成	会場	1	1	1	1	1
講習修了者数	人	5	6	5	4	5
点訳奉仕員養成	会場	1	1	1	1	1
朗読奉仕員養成	会場	1	1	1	2	1
自動車運転免許取得助成	件	1	0	1	0	1
自動車改造費助成	件	2	5	2	1	2
精神障がい者グループワーク	回	140	139	141	138	142
就業・就労支援						
更生訓練費給付	人	1	0	1	0	1

【進捗状況】

訪問入浴サービスは増加傾向ですが、他の事業については概ね計画どおり推移しています。

第3節 各事業の見込量の確保の方策

(1) 障がい者やその家族が、地域のより身近な所で様々な問題や悩みについて気軽に相談できるよう、相談支援事業の拡充と専門性の向上を図ります。また、各専門機関が集まる城陽市障がい者自立支援協議会を活用し、本市障がい福祉サービスの課題等を整理し、質の向上に努めます。

【進捗状況】

障がい者自立支援協議会の各部会いずれかに、市内全ての相談支援事業所が参画し、それぞれの事業所が担当する支援困難ケースの支援方法等の情報共有を行うことにより、相談支援事業については、相談支援体制の機能強化を図るとともに、全体の質の向上に努めています。

(2) 視覚障がい者や聴覚障がい者及び知的障がい者等の情報収集やコミュニケーション確保について、情報伝達手段や行政情報の提供を充実するとともに、情報機器の進歩を踏まえて多様な情報提供手段の活用を図るなど情報バリアフリー化を推進します。

【進捗状況】

視覚障がい者に対しては点字や音声による情報提供、聴覚障がい者に対しては、手話通訳や要約筆記による情報提供、知的障がい者に対しては資料へのふりがな付記や表現の簡素化に努めるほか、障がい者からのニーズを踏まえ、情報提供手段を調整しつつ、情報バリアフリー化に努めています。

(3) 障がい者の生活様式の多様化、障がいの重複化などにより、在宅サービスに対するニーズも多岐にわたっているため、現行の各サービスが障がい者にとってより使いやすくなるよう、障がい者の自己選択や自己決定を尊重し、利用者本位の適切な運用に努めます。

【進捗状況】

障がい者が各サービスの利用を希望される際には、窓口で職員が利用者本人からきめ細やかにニーズを聞き取るほか、相談支援事業所とも連携し、必要とされる適切なサービスの提供に努めています。

(4) 高齢者などの福祉施策との十分な連携による効果的な施策運用、障がい者ニーズの多様化に対応した新たな施策の導入、施策分野間の連携強化、幅広い市民参加などにより、障がい者の自立を支援し、地域で安心して生活できる条件整備を進めます。

【進捗状況】

原則として介護保険制度のサービスが優先されますが、窓口で職員が、利用者の求めるサービスをきめ細やかに聞き取り、介護保険制度にないサービスや介護保険制度の支給限度基準額を超えてサービスが必要な場合は、障がい福祉サービスを利用する等、障がい者が地域で安心して生活できる支援に努めています。

(5) 各種奉仕員の養成を進めることにより、手話通訳者や要約筆記者の増加につなげ、意思疎通の際に手話や要約筆記を必要とする人への支援がスムーズに行えるよう体制強化に努めます。

【進捗状況】

- ・手話通訳者の養成に関しては、手で輪を広げる城陽市手話言語条例の施行に合わせ、新たに開始した手話奉仕員ステップアップ講座により、手話通訳者の養成に努めています。
- ・要約筆記者の養成に関しては、障がい者自立支援協議会の聴覚言語障がい支援部会において要約筆記に関する啓発活動を行い、要約筆記への関心が広がるように努めています。